

新潟市建築関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第25号

新潟市建築関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市建築関係手数料条例施行規則（平成24年新潟市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「別表第55項及び第57項」を「別表第59項及び第61項」に改め、同条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、「昭和54年法律第49号」の次に「。以下「省エネ法」という。」を加え、同条第2号中「平成11年法律第81号」の次に「。以下「品確法」という。」を、「平成24年法律第84号」の次に「。以下「低炭素法」という。」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（条例別表第64項、第65項、第66項及び第67項の床面積）

第8条 条例別表第64項、第65項、第66項及び第67項の床面積の合計は、認定に係る床面積の合計とする。

（条例別表第65項及び第67項の市長が別に定める図書）

第9条 条例別表第65項及び第67項の市長が別に定める図書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項及び第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に添付するものに限る。）は、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

（1） 次のいずれかに該当する機関が、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合する

かどうかの審査を行った場合における，当該基準に適合することを証する書類

ア 省エネ法第 7 6 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関

イ 品確法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関

ウ 建築物省エネ法第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 申請に係る建築物が品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5（建築物省エネ法の施行の際，現に存する建築物の住宅部分にあつては，一次エネルギー消費量等級 4 以上）に適合していること）の交付を受けた場合は，その写し

2 条例別表第 6 5 項の市長が別に定める図書（建築物省エネ法第 3 6 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に添付するものに限る。）は，次の各号に掲げるいずれかのものとする。

(1) 前項第 1 号に定めるいずれかの機関が申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合における当該基準に適合することを証する書類

(2) 申請に係る建築物の次のいずれかの通知書等の写し

ア 建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条第 2 項に規定する通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項，第 7 条の 2 第 5 項又は第 1 8 条第 1 8 項に規定する検査済証

イ 低炭素法第 5 4 条第 1 項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号）第 4 3 条第 2 項に規定する通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項，第 7 条の 2 第 5 項又は第 1 8 条第 1 8 項に規定する検査済証

ウ 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物省エネ法の施行の際、現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3以上）に適合していること）

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条の次に2条を加える改正規定（第9条第1項第1号ウに係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。